

県知事の許可を要しない周産期医療に係る病床の設置

(医療法施行規則第 1 条の 1 4 第 7 項の規定に該当する診療所の認定)

県知事の許可を要しない周産期医療に係る病床の設置 (医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する診療所の認定)

■ 病床規制

平成18年度の医療法改正により、平成19年1月1日から有床診療所も病床規制の対象となっている。

- ・診療所に病床を設置するとき等は、県知事の許可が必要(医療法第7条第3項)。
- ・病床過剰地域における診療所の病床設置等の許可申請については、病床設置の中止等の勧告の対象となる(医療法第30条の11)。
※本県では「療養病床及び一般病床」について、7保健医療圏全てにおいて既存病床数が基準病床数を上回っており、病床過剰となっている。

■ 県知事の許可を要しない場合

都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いたうえで、

- ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- ・地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- ・へき地の医療、小児医療、**周産期医療**、救急医療、その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所に、療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

【医療法第7条3項、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号】

■ 届出

上記の診療所に該当し、診療所に一般病床を設けた者は、当該病床を設置したときから10日以内に県知事に次の事項を届出

- ・病床数
- ・病床の種別ごとの病床数
- ・各病室の病床数

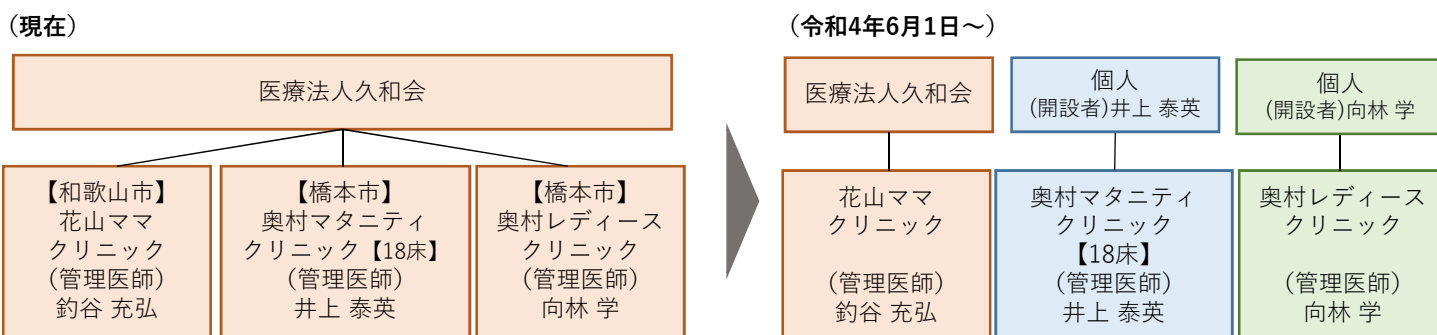
【医療法施行規則第1条の14第8項】

橋本医療圏の周産期医療に係る病床の設置（有床診療所の開設）

概要

奥村マタニティクリニックの運営体制変更及びこれに伴う病床（18床）の設置について申し出があった。

- 3診療所を運営する「医療法人久和会」が、令和4年6月1日～法人組織の変更を計画。
- これにより、奥村マタニティクリニック・奥村レディースクリニックが、法人運営ではなく、現在の管理医師個人が開設する診療所に移行する。
- 奥村マタニティクリニックの病床（18床）についても、個人開設後の診療所に引き継ぎたい。



法人運営の診療所(18床)を廃止し、個人運営の診療所を開設し病床18床設置する

個人院に移行後の体制

現行から特段の変更なし

項目	個人院移行後の内容	職員	常勤	非常勤
院名	奥村マタニティクリニック	医師	1	4
標榜診療科目	産婦人科、小児科、内科	助産師	5	5
施設・設備	現法人所有のものを継承	看護師	3	2
病床	一般病床 18床	准看護師	3	-
分娩の取扱い	有	医療補助	3	-
		その他	8	9

- 体制変更後（6月1日～）、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する診療所として、**届出による病床の設置を認めること**としたい。

(参考)

7月5日に開催した橋本医療圏地域医療構想調整会議での意見

- ・ 反対意見等なく承認。

10月25日に開催した周産期医療専門委員会議での意見

- ・ 当該診療所が取り扱う分娩件数は多く、病床を設置できないと住民への影響が発生するため、スムーズに開業・病床設置できるようにしてもらいたい。

周産期医療の現状

1. 分娩を取り扱う医療機関の状況

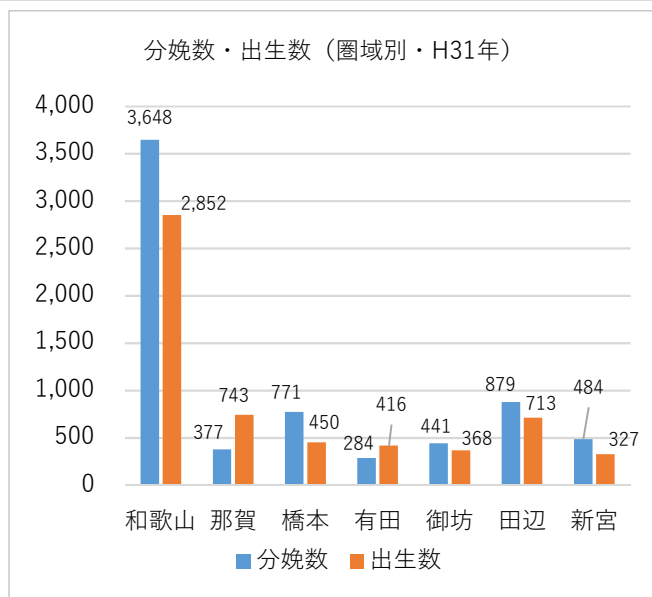
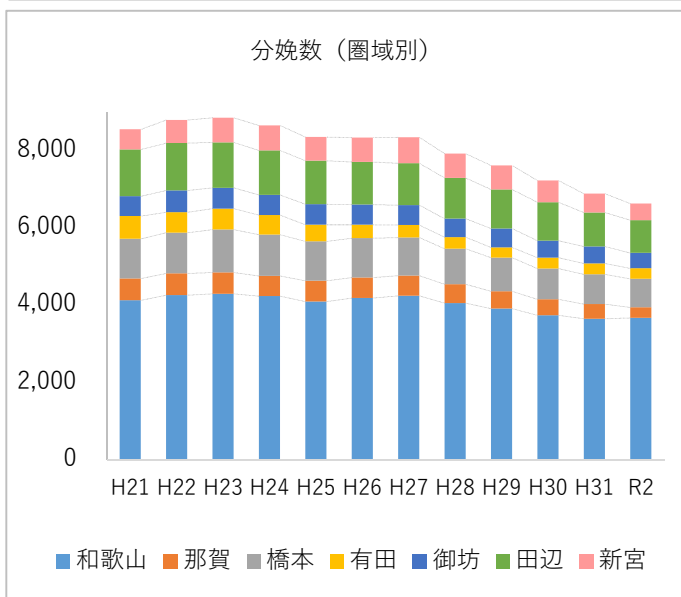
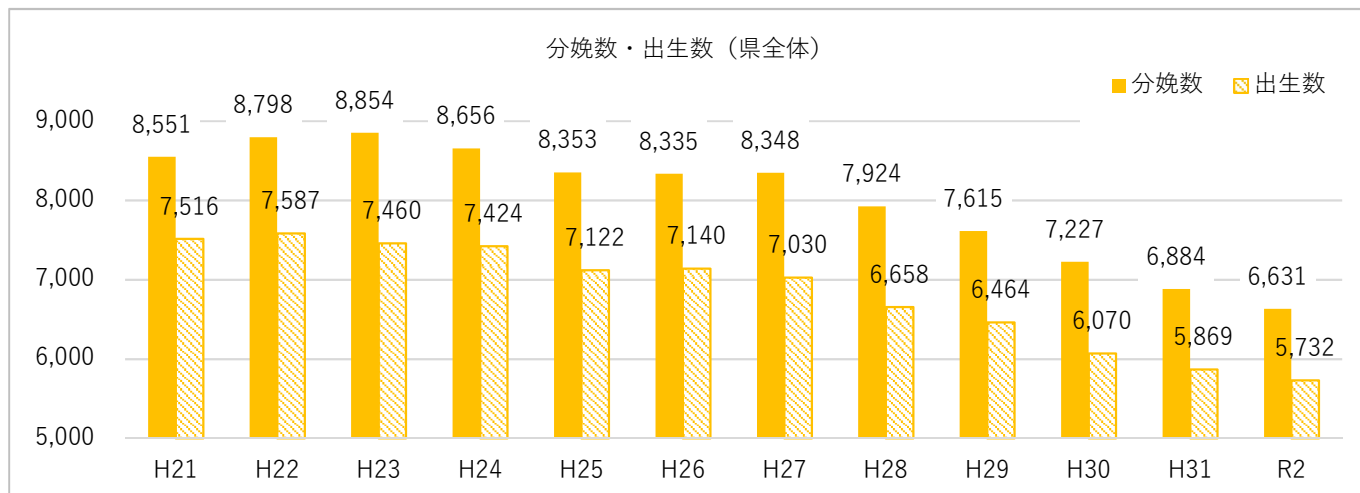
医療機関数	H23(2011).4			R3(2021).4			増減		
	病	診	助	病	診	助	病	診	助
和歌山	4	7	2	3	5	2	▲1	▲2	
那賀	1	1				1	▲1	▲1	+1
橋本	1	1		1	1				
有田	1	1			1		▲1		
御坊	1	1	1	1		1		▲1	
田辺	2	1	4	1	1	2	▲1		▲2
新宮	2	2	1	2	1	1		▲1	
合計	12	14	8	8	9	7	▲4	▲5	▲1
		34			24			▲10	

病床数	R3.4.1			
	産科病床	MFICU	NICU	GCU
和歌山	155	6	19	24
那賀	0	0	0	0
橋本	44	0	0	0
有田	10	0	0	0
御坊	19	0	3	0
田辺	44	1	10	0
新宮	29	0	0	0
合計	301	7	32	24

医務課調べ

- 分娩を取り扱う施設数は県全体では減少傾向にある。
- 橋本医療圏のみを見ると10年間で施設数の増減はないが、隣接する那賀医療圏でお産ができる病院・診療所がゼロとなったため、当該地域からの妊婦の流入等が増加することが考えられる。

2. 分娩数・出生数の推移 ※助産所での分娩も含む

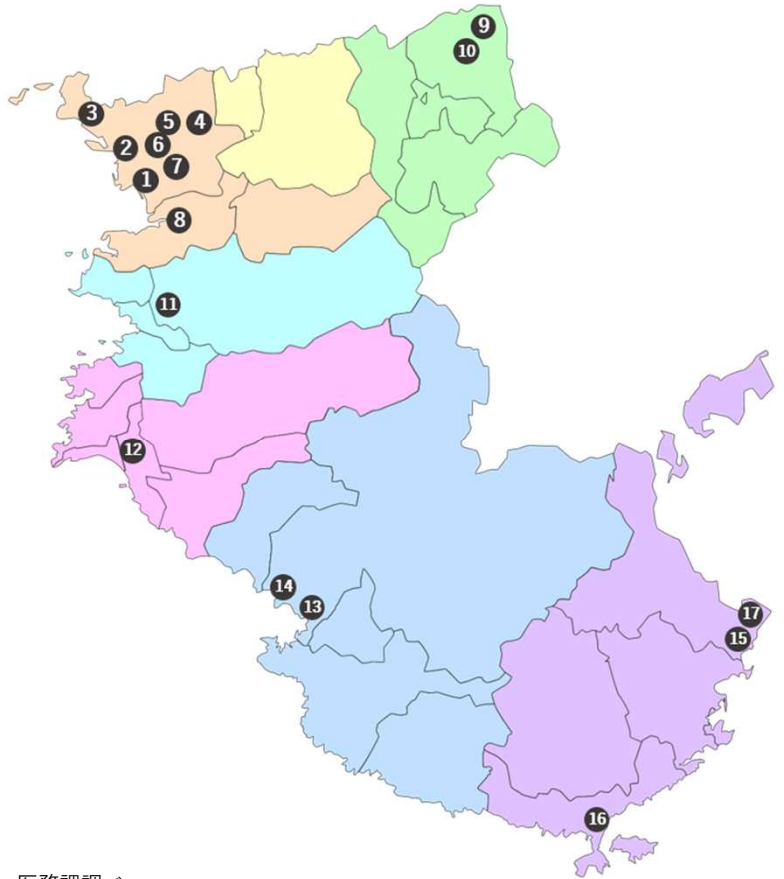


分娩数：医務課調べ 出生数：厚生労働省「人口動態統計」

- いずれの医療圏も取り扱う分娩数が減少しており、県全体の分娩数、出生数共に減少傾向にある。
- 那賀・有田を除く医療圏では、分娩数 > 出生数となっており、他圏域や県外等の妊婦の分娩を多く受け入れている状況にある。

3. 分娩を取り扱う病院・診療所の概況

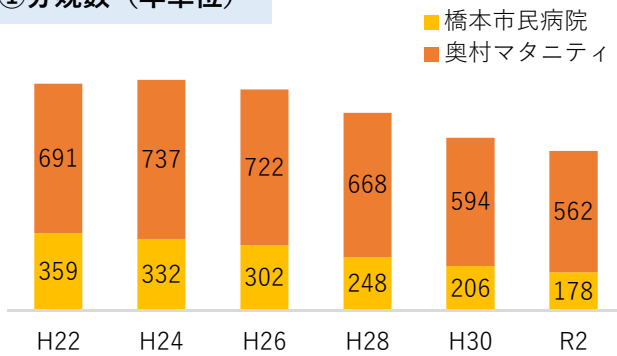
		R3.4	R2年
施設名		常勤産婦人科医	分娩件数
1	和歌山県立医科大学附属病院	16	472
2	日本赤十字社和歌山医療センター	12	670
3	和歌山労災病院	4	271
4	はまだ産婦人科	1	210
5	粉川レディースクリニック	2	311
6	花山ママクリニック	3	943
7	稲田クリニック	2	634
8	しこねクリニック	1	70
9	橋本市民病院	3	178
10	奥村マタニティクリニック	1	562
11	有田しまクリニック	1	272
12	御坊ひだか病院	4	392
13	田辺紀南病院	5	567
14	榎本産婦人科	1	235
15	新宮市立医療センター	2	310
16	新宮くしもと町立病院	1	40
17	いづみウィメンズクリニック	1	75



医務課調べ

4. 橋本医療圏の状況

①分娩数（年単位）



②産科領域の実績

年度間実績	橋本市民 (H30)	奥村MC (H31)
正常分娩	198	533
選択帝王切開術	20	49
緊急帝王切開術	14	26

③産婦人科系標榜医療機関の分布



- 橋本医療圏の約7割程度は奥村マタニティクリニックでの分娩となっている。
- 医療圏としては、分娩を取り扱う橋本市民病院・奥村マタニティクリニックの他、産婦人科系の診療科目を標榜する医療機関が4か所存在している。

各種データ：医務課調べ